

上尾市教育委員会訓令第1号

教 育 委 員 会 事 務 局

市 立 教 育 機 関

第4期上尾市教育振興基本計画策定委員会

第4期上尾市教育振興基本計画策定委員会設置規程を次のように定める。

令和7年2月18日

上尾市教育委員会教育長 西 倉 剛

第4期上尾市教育振興基本計画策定委員会設置規程

(設置)

第1条 教育基本法（平成18年法律第120号）第17条第2項の規定に基づき定める上尾市における令和8年度から令和12年度までの教育の振興のための施策に関する基本的な計画（以下「第4期上尾市教育振興基本計画」という。）の策定を円滑かつ計画的に行うため、第4期上尾市教育振興基本計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、第4期上尾市教育振興基本計画の案を作成する。

2 前項の規定に基づき第4期上尾市教育振興基本計画の案を作成するため、委員会は、当該案の作成に関し重要事項を協議するとともに、その総合的な調整を行うものとする。

(構成)

第3条 委員長は、教育総務部長の職にある者をもって充てる。

2 副委員長は、学校教育部長の職にある者をもって充てる。

3 委員は、別表に掲げる職にある者をもって充てるほか、市立の小中学校長及び中学校長の職にある者のうちから、教育長が任命する。

(会議)

第4条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員会を組織する者の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の会議の議事は、出席した副委員長及び委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係職員の会議への出席等)

第5条 委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、

委員以外の関係職員に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を求めてその意見若しくは説明を聴くことができる。

(設置期間)

第6条 委員会の設置期間は、令和8年3月31日までとする。

(報告)

第7条 委員長は、第4期上尾市教育振興基本計画の案の作成に関し、教育委員会若しくは市長から要求があったとき、又は必要があると認めるときは、委員会における調査審議の状況を教育委員会又は市長に報告するものとする。

(作業部会)

第8条 委員会に、第4期上尾市教育振興基本計画の案の作成に関し必要な専門的事項を調査検討させるため、作業部会を置く。

2 作業部会を構成する部会員その他の作業部会の構成及び運営に関し必要な事項は、委員長が委員会の会議に諮って定める。

(庶務)

第9条 委員会及び作業部会の庶務は、教育総務部教育総務課において処理する。

(委任)

第10条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、公布の日から施行する。

(この訓令の失効)

2 この訓令は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

別表 (第3条関係)

教育総務部次長	学校教育部次長	教育総務部教育総務課長	教育総務部生涯学習課長	教育総務部スポーツ振興課長	教育総務部図書館長	学校教育部学務課長	学校教育部指導課長	学校教育部学校保健課長	学校教育部中学校給食共同調理場所長	教育総務部教育総務課新しい学校づくり推進室長
---------	---------	-------------	-------------	---------------	-----------	-----------	-----------	-------------	-------------------	------------------------